

議案第 5 4 号

日出町防災会議条例の一部改正について

日出町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町防災会議条例の一部を改正する条例

日出町防災会議条例（昭和 3 8 年日出町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「所掌事務及び組織を定めることを目的」を「組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、「に関すること。」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第 3 条第 2 項中「日出町長」を「町長」に改め、同条第 5 項第 2 号中「者」を「自衛官」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 町長の補助機関である職員

第 3 条第 5 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を

加える。

(7) 杵築速見消防組合日出消防署長及び日出町消防団長

第3条第5項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号及び第11号を削り、同項に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第3条第6項本文を次のように改める。

前項第8号及び第9号に掲げる委員の任期は、当該委員の委嘱の日から2年とする。

第3条第7項中「委員」を「前項の委員」に改める。

第4条第2項中「任命する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同条第3項中「解任される」を「、解任される」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町防災会議の組織及び所掌事務に関する規定を整備したいので、提出する。